

第一百六十六号議案

東京都感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和元年九月三日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例

東京都感染症の診査に関する協議会条例（平成十一年東京都条例第四十七号）の一部を次のように改正する。
別表東京都西多摩保健所の項位置の欄を次のように改める。

東京都青梅市東青梅一丁目百六十七番地の十五

附 則

この条例は、令和元年九月三十日から施行する。

（提案理由）

東京都西多摩保健所の移転に伴い、東京都西多摩保健所感染症の診査に関する協議会の位置を改める必要がある。